

第1章 国内外の人権尊重の潮流

国際的な人権保障の枠組み

国際連合は、昭和 23（1948）年の第3回総会で、人類に多大な犠牲をもたらした二度にわたる世界大戦の経験から、差別撤廃と人権確立こそが恒久平和を築く道であるとして、はじめて人権を国際的な問題ととらえ、人権保障の目標や基準を国際的にうたった「世界人権宣言」を採択しました。昭和 25（1950）年の第5回総会では、12月 10 日を「人権デー」（Human Rights Day）として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。

その後、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるために採択された「国際人権規約」【注1】をはじめとする様々な国際人権条約【注2】が生まれ、人権を守るために国際的な枠組みが整えられるようになりました。

国内での取り組み

我が国においては、昭和 22（1947）年に「基本的人権の尊重」を基本理念に掲げた日本国憲法が施行されました。その後、国際人権規約や人権関連条約などを通じて、国家の枠組みを超えた国際的な人権保障の確立に努めるとともに、様々な人権問題に対応する個別の法律の整備が進められてきました。

平成 6（1994）年の国連総会において、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までを「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択されると、我が国でも人権保障のための積極的な取り組みが進められました。平成 9（1997）年の「人権擁護施策推進法」の施行により、人権擁護推進審議会が設置され、人権擁護施策のあり方についての議論が進められました。

平成 12（2000）年には、人権教育・啓発に関する施策の推進についての国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行され、この法律を具体化するための「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成 14（2002）年 3 月に策定されました。計画は、平成 23（2011）年 4 月に一部変更され、「北朝鮮当局による拉致問題等」が人権課題に追加されました。

平成 14（2002）年、政府は新たな人権救済制度の創設に関する人権擁護推進審議会の答申を受け、「人権擁護法案」を国会に提出しましたが、平成 15（2003）年 10 月、衆議院の解散により廃案となりました。なお、平成 17（2005）年には民主党から、「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」が国会に提出されました。これも衆議院の解散により廃案となっています。

平成 17（2005）年、国連は世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」を策定するとともに、開発・安全・人権の密接な関連性を踏まえて、国連のすべての活動で人権の視点を強化する考え方（「人権の主流化」）を提唱しました。

近年の動き

現在、我が国では12月4日から世界人権宣言が採択された10日までの1週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動が行われています。

平成27(2015)年9月の国連サミットで「持続可能な開発目標(SDGs エス・ディー・ジーズ)」【注3】が採択され、平成28(2016)年1月に発効しました。

国際社会の取り組みとして、「人権」という言葉が開発の目標で示されたことを受け、現在、行政だけでなく、民間団体ほか様々な立場での取り組みが進められています。

平成28(2016)年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。現在、人権侵害の被害者を救済する法律制定には至っておりませんが、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催を前に、人権が尊重され多様性を認め合える社会づくりをめざす取り組みが進められています。

また、平成28(2016)年6月に、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。児童福祉法の理念規定は、昭和22(1947)年の制定当初から見直しがされていませんでしたが、改正により、児童が権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を優先されることなど、児童の福祉を保障するための理念が明確になりました。

さらに、平成28(2016)年12月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)」が施行されました。

不登校の児童や生徒に対する教育機会の確保、学齢期に十分義務教育を受けられなかった人々に対する夜間中学校等における就学機会の提供など、年齢または国籍に関わりなく、能力に応じた教育機会の確保等が総合的に推進されるようになりました。

大阪府の取り組み

大阪府では、平成10(1998)年10月に、人権尊重の大切さを示し、人権施策を進める枠組みをつくり、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が制定されました。また、平成11(1999)年3月、人権についての正しい理解を図り、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進するために、「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」が策定されました。

平成13(2001)年3月には、大阪府人権尊重の社会づくり条例の具体化のために、「大阪府人権施策推進基本方針」が策定され、この方針に基づく施策を推進するために平成17(2005)年3月に「大阪府人権教育推進計画」が策定されました。その後、それぞれの人権課題の解決に向けた取り組みを進める中で、各種計画等の改訂もなされてきました。平成27(2015)年10月には、差別解消についての理解を深めるための「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」が策定されました。「差別の未然防止」及び「個別事案の適切な解決」を目的としたガイドラインは、平成29(2017)年3月と平成30(2018)

年3月に改訂がなされています。

近年、人権課題が複雑多様化している中、増加する外国人旅行者や外国人労働者の受け入れを見据えた国際都市にふさわしい環境の整備のため、令和元（2019）年10月に、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が一部改正されました。同時に、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が、また同年11月に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」がそれぞれ施行されました。

人権施策の推進にあたって、府民、事業者の責務を明らかにするとともに、ヘイトスピーチと性的マイノリティに関する大阪府の姿勢が明確にされました。

第2章 岸和田市におけるこれまでの取り組み

岸和田市では、昭和 50（1975）年に法務省から「人権モデル地区」の指定を受けたことを契機に、同年の人権週間期間中の 12 月 9 日に「人権擁護都市宣言」を行いました。以降、昭和 55（1980）年に「人間尊重と環境保全」を基本理念とした「岸和田市総合計画」を策定し、人権を大切にする市政の実現に努めてきました。

昭和 56（1981）年に「障害者福祉都市宣言」、昭和 58（1983）年に「核兵器廃絶・平和都市宣言」を経て、基本的人権の尊重、あらゆる差別の撤廃と明るく平等な社会の実現に努めてきました。

昭和 61（1986）年には、府内に「人権対策委員会」を設置し、職員一人ひとりの 人権意識の高揚を図り、憲法にも保障された基本的人権を市民の誰もが保障される 明るいまちづくりに取り組んできました。昭和 63（1988）年、平成 10（1998）年 には、「人権問題に関する市民意識調査」を実施し、その結果を踏まえ、一人ひとりが 経済的、政治的、社会的にあらゆる差別を受けることなく基本的人権を保障される 社会をめざして人権施策を実施してきました。

平成 11（1999）年3月に「岸和田市人権施策基本方針」を策定し、教育の分野で も平成 14（2002）年4月に「岸和田市人権教育基本方針」を策定しました。

平成 17（2005）年8月に「岸和田市自治基本条例」を策定、基本原則に人権尊 重を掲げるとともに、12 月には「岸和田市人権尊重のまちづくり条例」を施行しま した。

平成 18（2006）年 11 月に「岸和田市人権施策推進プラン」を策定し、施策の充 実に努めました。

これまで、各種団体や関係機関等と連携し、様々な方法で人権課題に関する啓発を 続けてきましたが、インターネットを悪用した差別事象やヘイトスピーチ（特定の民族・ 国籍の人々を排斥する差別的言動）の発生など、人権を取り巻く環境は変化し ています。一方で、部落差別や障害者差別など、依然として解消が進まない差別事象 も少なくありません。本市で毎年度実施している市民意識調査結果からも、市民の差 別意識の解消が十分に進んでいないのが現状です。

平成 11（1999）年に策定された「岸和田市人権施策基本方針」は平成 17（2005） 年に改訂されましたが、今までの間に社会情勢は大きく変化しました。

平成 28（2016）年度の人権に関わる3つの法律をはじめとする関係法令との整合 を図るためにも「岸和田市人権施策基本方針」の全面改訂が必要となりました。これ により、平成 19（2007）年に改訂された「岸和田市人権施策推進プラン」の全面改 訂も必要となりました。これらの改訂については、「岸和田市人権尊重のまちづくり審 議会」に諮問し、継続した審議を行うこととなりました。

第3章 基本理念

- 一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現
- 誰もが個性や能力を活かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

人権とは、一人ひとりが人間の尊厳に基づいて、生まれながらに持っている固有の権利であり、すべての人々が生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

日本国憲法において、基本的人権の尊重は国民主権や恒久平和とともに、三大原則の一つとなっています。すべての人は、人間として皆同じ人権を有しており、一人ひとりがかけがえのない存在であるということを認識し、それぞれの個性や価値観、生き方などの違いを認めあい、多様性を尊重する必要があります。

このため、一人ひとりが自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解するとともに、人権を相互に尊重し合うことが重要です。

人権文化とは、すべての人が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活の中で実践することであり、またそのような生き方を可能にする社会的な環境や条件を整備することです。

岸和田市では、「すべての国民は基本的人権を享有し、法の下において平等である」とする日本国憲法及び「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする世界人権宣言の精神を念頭に、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり、市民が主体的に人権に向き合える環境づくりをめざしてきました。21世紀は「人権の世紀」と言われ、社会は少しずつ変わってきました。

しかしながら、人権に関する施策は個別課題ごとに推進されてきたため、それに相当の成果は蓄積されましたが、それらがすべての行政分野で十分に活用されてこなかった一面があります。これにより、市民ニーズや社会情勢との隔たりも見られるようになっています。

様々な行政の役割のうち、最も大切なものの一つが市民の安心・安全と生活を守ることと言えるでしょう。普段の生活はもちろん、災害時にも、女性、子ども、乳幼児を抱えた人、高齢で支援が必要な人、障害がある人、日本語が分からない人、性的マイノリティの人などが不利益を受けることがあってはなりません。そのためには、平時から、職員一人ひとりが様々な立場や状況にある人々の存在に気づき、想いを寄せながら施策を進める必要があります。

人権尊重の社会づくりに向けて、すべての行政分野で基本理念を踏まえ、総合的な施策の推進ができるよう、人権担当課の果たす役割が大きくなっています。

第4章 人権施策の基本方向

1 人権啓発と教育の推進

人権が尊重される社会をつくるためには、一人ひとりが権利の主体であることを誰もが理解し、すべての人々が人権問題について、自ら積極的に考え、行動することが必要です。これは、人々のたゆまない努力によって達成されるもので、その中で基礎となる教育や啓発の果たす役割はたいへん大きいと言えます。

また、人権を守っていく市民の自発性を伸展させ、市と市民が対等なパートナーとして、地域の人権課題を解決していくことができるよう自立した市民の育成を進めます。

(1) 人権啓発の推進

岸和田市では、人権に関する知識や意識をより深いものにするために、次のような取り組みを実施します。

① 様々なタイプの啓発

次の3つを啓発の大きな柱として、人権感覚を高め、理解を深める機会を提供します。

- 人権を考える市民の集い

講演会形式で人権問題にふれ、たくさんの人々に人権に気づいていただく機会とします。

- 校区別人権セミナー

より身近な地域に出かけることで、普段参加しにくい人にも参加してもらう機会とし、課題に応じた啓発を実施し、地域のリーダー育成の場とします。

- 人権問題専門講座

より専門的な内容でリーダー養成の機会とします。

② 身近で継続的な啓発

人権週間などの時期に合わせた「広報きしわだ」への記事掲載や街頭啓発、人権啓発紙「人の輪」の発行など、継続した啓発を実施します。

③ 団体や地域との協働による啓発

各種人権団体や各地区市民協議会等との連携による啓発事業を実施します。企業対象研修や施設見学等の地域主催研修の実施などによって、様々な団体と連携を深めながら、人権意識の醸成を図ります。

(2) 人権教育の推進

人権について学ぶことは、「差別する側に立たない」「差別を傍観しない」「誤解や偏見を批判する力をつける」ことにつながります。一方、差別は相手の権利を侵害し、幸せを奪う行為です。様々な権利を理解し、互いの権利を守ろうとする高い人権意識をもつことは、豊かな人間関係を築くきっかけになります。

岸和田市では、「国際人権規約」、「子どもの権利条約」、「日本国憲法」、「教育基本法」、そして「岸和田市人権施策基本方針」等の精神に則り、次のような方針で人権教育を推進します。

①自分は権利の主体であることを学ぶことが必要であり、人権及び人権問題についての理解を深め、人権問題の解決を自らの課題として積極的に取り組むとともに、社会の一員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚を持って行動する人間の育成をめざし、学校教育を含め教育のあらゆる場において人権教育を推進します。

②人権問題が社会の変化に伴い様々な形で生じうる問題であることを踏まえ、その実態把握に努めるとともに、すべての人々の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進します。

③市民一人ひとりが主体的に、学習活動を通じて、人権及び人権問題の理解と認識を深め、様々な文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれのアイデンティティを保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう、地域社会における人権教育・学習の充実・振興を図ります。

市民の力による、人権が尊重された地域コミュニティづくりをめざします。

④人権教育を推進するため、人権及び人権問題に関する深い認識とそれに基づいた実践力を身につけた熱意ある指導者の育成を図ります。

2 相談体制の充実

人権相談では、電話や面接によって相談者が抱える困りごとをまず傾聴します。

次に、より良い解決方法を一緒に考え、必要に応じて適切な部署や関係機関を紹介します。

近年、情報化の進展によって、困りごとの解決方法が見つけやすくなりました。

いつでもどこででも、知りたい情報がすぐに手に入り、わざわざ時間をつくって相談する必要がなくなりました。また、岸和田市では、相談窓口が細分化されているため、専門の窓口につながりやすくなっています。しかし、「どこに聞いていいのかわからないが、モヤモヤして苦しい」というような困りごとを整理する「なんでも相談」から人権相談がはじまるものと考え、活用しやすいものにしていきます。

(1) 身近に感じられるものに

人権に関わる相談というと、相談がしにくいと感じる人が多いかもしれません、身近で気軽に安心して話ができる場、困りごとの解決方法を一緒に考えてくれる場、と認知いただけるためのPRを強化します。

(2) フレキシブルな対応のために

電話や面接以外に、「市民からのお問い合わせメール」やFAXでも相談に応じます。また、土日や夜間の対応のほか、より専門的な相談、地元以外での相談を希望する人のために、大阪府人権相談窓口との連携を続けます。

(3) 新しい方法として

人権擁護委員による特設人権相談を市庁舎内で月に2回実施していますが、平成30（2018）年4月から、貝塚市とのグループ化による開催が始まり貝塚市庁舎内で月に1回実施される人権相談の利用も可能となりました。人権擁護委員の日（6月1日）や人権週間には、市民センターでの特設人権相談も実施し、引き続き人権擁護委員の協力を得て相談しやすい体制づくりを進めます。

このほか、様々な団体との連携により、困りごとの早期解決につながる仕組みづくりを検討します。

3 人権問題の把握

人権問題には、社会共通の問題のほか岸和田市の地域の事情や特性による事案もあると考えられます。次のような方法で人権問題の把握に努めます。

(1) 庁内各部署の連携

①児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、ドメスティックバイオレンス（DV）
【注5】の担当部署との連携により状況を把握し、虐待やDV及びデータDV
【注6】の予防啓発に取り組みます。

②各課が実施する調査を活用し、人権課題に関する市民意識を把握します。

③各種審議会における意見や提案などから、各種施策に通じる人権問題に関する情報の収集に努めます。

④「障害者差別解消法」の施行以降、毎年、全課対象の「合理的配慮の提供」と「差別的取り扱い」に関する調査により実態を把握し、情報を共有して必要な対応を進めます。

このほかにも、庁内連携を強化し、各部署が主体的に人権の視点をもって施策を進

めるような仕組みづくりに取り組みます。

(2) 関係機関・団体との連携

法務局や労働基準監督署、公共職業安定所、大阪府、府内各市町村のほか、大阪府人権協会をはじめとする府内関係団体との連携により、必要な情報交換や効果的な施策の推進をめざします。

また、岸和田市人権協会や各地区市民協議会等との連携の中で、各構成団体や各地域における人権問題の把握や共有をしやすくします。

(3) 市民意識調査の実施

これまで、人権担当課では「人権問題に関する市民意識調査」により、岸和田市における人権問題の把握に努めてきました。今後も必要性を見極めながら、意識調査の実施を検討します。

第5章 取り組むべき主要課題と対応方針（概要）

この方針では、社会全体の課題の次に、岸和田市の概要、取り組むべき課題を例示しました。すべての人権課題について次の3点に取り組むことを前提とします。

- 施策の推進状況を把握し、必要な調整に努める。
- 関係機関や団体と連携し、必要な情報を収集し、各施策の充実に努める。
- 人権課題への正しい理解を深めるため、様々な機会を捉え啓発を続ける。

今後、社会情勢の変化により新たな人権問題が生起した場合は、必要に応じて方針の見直しを行うこととします。

なお、方針を具体化するための「岸和田市人権施策推進プラン」を改訂する際は人権課題ごとに各課が推進する個別の施策を明確に記載し、プランの進行管理が確実にできる仕組みをつくることとします。

取り組むべき主要課題は、次の17項目とします。

1 女性の人権

家庭における女性差別や職場におけるハラスメントなどの人権問題が発生しています。また、配偶者などからの暴力も深刻な問題であり、特に女性の被害者が多いのが現状です。

女性だから、という理由で自分らしく生きる権利を侵害されない社会づくりのための取り組みを進めます。

2 子どもの人権

いじめや体罰に起因する自殺、児童虐待、児童買春などの性的搾取、子どもの貧困といった人権問題が発生しています。子どもが自己決定権をもつ「権利の主体」であり一人の人間として尊重されるよう、これらの問題についての関心と理解を深めていくための取り組みを進めます。

3 高齢者の人権

年齢を理由とした差別や高齢者の自己決定権の侵害、虐待などの人権問題が発生しています。高齢者が尊厳を保ちながら、自分らしい生き方を選択、決定できる社会づくりのための取り組みを進めます。

4 障害のある人の人権

障害を理由とする偏見や差別、虐待などの人権問題が発生しています。障害のある人の意思や権利を尊重し主体性を理解し、社会のあり方そのものが障害のある人の暮らしに影響を与えていることを踏まえ、社会のバリアをなくすことにより、誰もが互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するための取り組みを進め

ます。

5 被差別部落（同和地区）出身者の人権

結婚に際してのや就職などにおける差別、差別落書きやインターネット上の同和地区の地名や所在地の書き込みや差別的な書き込み等、部落差別は依然として存在しています。部落差別への正しい知識と理解を深める機会の提供をはじめ、部落差別の解消のための取り組みを進めます。

6 地域で暮らす外国籍の人の人権

外国籍であることを理由とする偏見や差別、レイシャルハラスメント【注7】やヘイトスピーチなどの人権問題が発生しています。歴史的経緯に学び、文化や生活習慣などの多様性を理解し、互いの人権を尊重する共生社会づくりのための取り組みを進めます。

7 HIV 感染者やウィルス性肝炎等の感染者の人権

感染症に対する知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に対する正しい知識と理解を深め、偏見や差別を解消するための取り組みを進めます。

8 ハンセン病患者・元患者（回復者）の人権

隔離政策【注8】による社会の偏見や差別意識の助長は、患者やその家族に大きな苦難と苦痛を強いてきました。元患者の地域社会への復帰や生活の妨げとなる、病気に対する根強い誤解や無理解を解消するための取り組みを進めます。

9 刑を終えて出所した人の人権

根強い偏見や差別によって、刑を終えて出所した人が就職や入居先確保が困難であるなど、人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が地域で排除されることなく、安定した生活をめざせるように、理解と支援を広げるために必要な取り組みを進めます。

10 犯罪被害者の人権

犯罪被害者が興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穀が脅かされるなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者が平穀な生活を取り戻せるよう、社会全体で支えるための取り組みを進めます。

11 インターネットを悪用した人権侵害

個人の名誉やプライバシーを侵害する書き込みや差別を助長する表現の掲載、ネットいじめなど、インターネットを悪用した人権問題が発生しています。インターネットを利用する際のルールやマナーに関する理解を深める取り組みを進めます。

12 北朝鮮当局による人権侵害問題

拉致問題の解決には、一人ひとりが関心と認識を深め、被害者の救出を求める世論を高める必要があります。拉致被害者の一日も早い帰国をめざして、引き続き政府を後押しする取り組みを進めます。

13 ホームレスの人の人権

ホームレスの自立を図るための様々な支援が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件などの人権問題も発生しています。ホームレスに対する偏見や差別の解消をめざした取り組みを進めます。

14 性的マイノリティ（少数者）の人権

性的指向や性自認等（SOGI。別添 20 ページ参照）を理由とする偏見や差別をなくし、誰もがありのまま、自分らしく生きることができる社会、誰も孤立することのない社会をめざし、性の多様性について関心と理解を深めるための取り組みを進めます。

15 労働者をめぐる人権

職場におけるハラスメントや長時間労働、非合理的な採用選考のほか、様々な人権問題が発生しています。多様な背景をもつ人たちで構成される職場環境をよりよくするために、関係法の周知と人権意識の向上のための取り組みを進めます。

就労に関連して、ニート問題【注9】やひきこもりの人への理解を深めるための取り組みを進めます。

16 当事者の家族の人権

ハンセン病患者や刑を終えて出所した人、犯罪被害者、障害がある人、高齢者、その他の少数者の家族であることを理由に、家族が様々な不利益を被ったり、人権を侵害されたりすることのない社会をめざした取り組みを進めます。

17 様々な人権問題

自殺に関する対応、アイヌの人々などへの偏見や差別、自殺(自死)に関する対応、人身取引の問題や容貌に関する「見た目問題」など、様々な人権問題が存在しています。一人ひとりの人権が尊重される社会をめざした取り組みを進めます。

第6章 推進体制

1 総合調整機能の強化

(1) 人権意識の高揚のために

市民一人ひとりが、人権の意義や価値についての理解を深め、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるための啓発します。
様々な機会をとらえて、気づきの場の提供に努めます。

(2) 人権擁護を進めるために

人権相談をとおして、困りごとを解消し市民が自己実現に近づくことができるように支援します。

人権に関わる相談には、複数の要因が複雑に絡み合っているものも少なくないことから、これらの要因を解きほぐして整理し、市民が主体的に解決方法を選択できるよう、相談スキルの向上に努めます。

各種相談機関や公的支援制度、さらにはNPO等が実施する援助活動など、人権擁護に関する様々な支援情報を効果的に提供します。

(3) 人権問題の把握のために

市民の困りごとのほか、地域における課題を把握し適切な対応がとれるよう、相談窓口を周知するほか、各種団体との連携強化に努めます。

2 庁内体制

(1) 職員の意識向上のために

人権が尊重される社会の実現に深く関わる立場にある職員が、常に人権尊重の意識や態度をもって、職務の遂行に臨むことが重要であるため、関係部署が連携し、市職員に対する人権研修を充実します。

(2) 横断的な取り組みのために

「岸和田市人権施策推進プラン」の改訂及び進行管理に取り組むための仕組みをつくります。また、市内における人権課題や岸和田市人権尊重のまちづくり審議会における様々な意見や提言を踏まえ、各部署が主体的に人権擁護の視点に根ざした事業を推進するために必要な協力、連携に努めます。

3 関係機関・団体との連携

(1) 行政機関との連携

人権施策を効果的に推進するために、法務局、労働基準監督署、公共職業安定所等の関係機関や大阪府、府内市町村との協力・連携に引き続き努めます。

(2) 各種団体との連携

効果的な啓発活動を継続します。人権問題を的確に捉える感性や人権を重視する姿勢を育むために、家庭・学校・職場・地域などの身近なところで、気づきや学びの機会をつくります。

また、人権問題に取り組む様々な団体や機関との連携を強化し、様々な社会資源の活用により誰もが「自分らしさ」を失わず地域で安心して暮らせるような仕組みを充実させます。